

みやこ
京・くらしの安心安全情報 第123号

京都市消費生活総合センター

～ 目 次 ～

- インターネット通販の定期購入トラブルに御注意を！（1面）
- 成年年齢が18歳に引き下げられました！（2, 3面）
（トラブル別アドバイス・京都市の最近の取組）
- 「くらしの達人」消費者標語を募集します！（4面）

インターネット通販の定期購入トラブルに御注意を！

～特定商取引法が改正されました～

インターネットは、今や毎日の生活に欠かせないものとなっています。好きなときに、好きな場所で買物ができる「インターネット通販」はとても便利ですが、インターネットの普及に伴い、トラブルに遭ったという相談が数多く寄せられています。特にいわゆる「定期購入」のトラブルが増加しています。



◆相談事例◆

動画投稿サイトで、ダイエットサプリメントが500円という広告を見て、販売サイトにアクセスし、1回限りのつもりで注文した。

しかし、3週間後にまた商品が届き、5,000円の請求書が入っていた。販売業者に問い合わせたところ、「返品は受け付けられない。2回目以降の商品代金は5,000円で、4回の購入が条件の定期コースのため、まだ解約できない。」と言われた。



この度、特定商取引に関する法律（特定商取引法）が改正され、6月1日から事業者は、商品等の分量や対価、契約の解除に関する事項など、取引における基本的な事項について、最終確認画面で明確に表示することが義務付けられました。これにより、定期購入契約の場合は、各回の分量や2回目以降の代金の表示、返品や解約の連絡方法、連絡先、返品や解約の条件等について、消費者が易く見つけやすい位置に表示することが必要となっています。

注文画面や最終確認画面などで、必要事項をしっかりと確認するようにしましょう。

◆確認するポイント◆

- ① 1回限りの購入ですか？ ⇒ 「〇カ月コース」「定期」「自動更新」「無期限」などの表示があれば2回目以降も届きます。
- ② 2回目からはいくらですか？ ⇒ 「初回」価格と「2回目以降」の価格は違います。
- ③ 解約の方法は？ ⇒ 1回限りで・簡単に・無料で解約できますか？

成年年齢が18歳に引き下げられました！



民法の改正に伴い、本年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられました。

成年になると、自分の判断でどんな契約もできるようになります。親の同意を得ずに未成年者がした契約は取り消すことができますが、成年がした契約は、失敗したと思っても、特別な理由がない限りは取り消すことができません。社会経験がないまま新たに成人となった学生の皆さんなどは特に注意が必要です。

成年になるということは、自分の判断でいろいろなことができるようになる半面、社会の一員として自分の行動に責任を持たなければならないということです。

▶こんなところに気を付けよう！ トラブル別アドバイス

1 副業・情報商材やマルチなどの“もうけ話”トラブル

- 確実にもうかる話はありません！
- 「簡単に稼げる」と強調する広告や勧誘をうのみにしない。
- 「荷受代行」「荷物転送」は絶対にしない。



2 エステや美容医療などの“美容関連”トラブル

- その場で契約・施術をしない。
- サービスの施術前にリスク等の説明を十分に受けて検討する。
- 長期間の契約が心配なときは都度払いのコースを選ぶ。



3 健康食品や化粧品などの“定期購入”トラブル

- 注文前に返品・解約の条件を確認する。
- 低価格を強調する広告は特に詳細を確認する。

4 誇大な広告や知り合った相手からの勧誘など“SNSきっかけ”トラブル

- SNS上で知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断する。
- SNS上の広告から偽通販サイトに誘導されてトラブルになるケースも。

5 出会い系サイトやマッチングアプリの“出会い系”トラブル

- 出会い系サイトやマッチングアプリ等の規約をよく確認する。
- サイトやアプリで知り合った相手が本当に信用できるか慎重に判断する。

6 デート商法などの“異性・恋愛関連”トラブル

- 相手の好意は、商品やサービスを売るための手口であることも！
- 怪しいと思ったら、すぐに契約しない、お金を借りない。



7 就活商法やオーディション商法などの“仕事関連”トラブル

- 必要がないと思う契約には、先輩や知人から勧誘されても、ハッキリと断る。
- 「オーディションに合格した」など、期待を持たせる勧誘トークに注意する。
- アンケートなどを求められても安易に個人情報を伝えず、利用目的を確認する。

8 賃貸住宅や電力の契約など“新生活関連”トラブル

- 契約先の事業者名や連絡先、契約条件をよく確認する。
- 賃貸住宅の退去時の条件などもしっかり確認する。



9 消費者金融からの借り入れやクレジットカードなどの“借金・クレカ”トラブル

- 借金をしてまで契約すべきものかよく考える。
- 手数料が発生するリボ払いに注意する。
- クレカの利用明細は必ず確認する。



10 スマホやネット回線などの“通信契約”トラブル

- 勧誘を受けた事業者名やサービス名、連絡先、契約内容を確認する。
- 解約時の条件についても事前によく確認する。

▶ 京都市の最近の取組

京都市では、京都府及びNPO法人コンシューマーズ京都との共催により、5月29日に、「若者の未来を考える！18歳から狙われる消費者被害」と題し、講演とパネルディスカッションを行いました。

京都産業大学法学部教授の高嶋 英弘（たかしま ひでひろ）氏に、成年年齢引下げが18歳、19歳に及ぼす影響や、消費者保護の法制度を体系的に学ぶ消費者法教育が必要であることについて講演していただきました。その後、消費生活相談員から、相談事例や消費生活センターへ相談することの大切さについて、また、高等学校教員からは、生徒が実際に消費生活センターに電話して相談体験をさせるなど、実践的な消費者教育の授業の内容について、それぞれ報告していただきました。

次に、大学生、親世代の方がパネラーとして参加し、消費者トラブルに巻き込まれないよう、若年者自身がどのようなことに注意すればよいのか、また、周りの大人たちはどのように見守ればよいのか等、成年を迎えた若年者の未来について、議論を交わしました。



消費者被害に遭うことなく、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて、京都市では、これからもあらゆる取組を進めていきます！

「くらしの達人」消費者標語を募集します！

京都市では、消費者教育の一環として、家庭や学校等で子どもたちが消費者として自ら考え行動してもらうため、消費者標語を募集する「くらしの達人」事業を実施しています。

令和4年度は、以下のテーマで、小・中学生を対象に、身近な消費生活に関する標語を募集します。たくさんの御応募をお待ちしています！【応募期間：令和4年7月1日～9月30日】

令和3年度の入選作品

声ださず にっこり笑って おいしいね	全員で エゴからエコへ 変えるとき
令和3年度京都市長賞（小学生）	令和3年度京都市長賞（中学生）

- ① 大切なおごづかい
- ② おいしいごはんって？
- ③ 私の考えるネットのマナー
- ④ 未来のためにできること

募集作品テーマ

【応募先・お問合せ先】

消費生活総合センター くらしの達人・消費者標語担当

☎ 366-2250 FAX 366-2259

ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/offer/tatsujin/>

※市役所案内所、消費生活総合センター、各区役所・支所等で募集チラシ・応募用紙を配布しています！

【編集後記】

民法の改正により、成年年齢が引き下げられました。また、特定商取引法の改正により、事業者が守るべき事項が増えるなど、社会情勢の変化に合わせて法律も少しずつ見直されています。京都市ではこれからも、市民の皆様にご存知いただきたい最新の情報を、より分かりやすくお届けします！

京都市消費生活総合センター

☎ 366-1319（消費生活相談専用）

☎ 366-1316（多重債務相談専用）

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階

ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/> ツイッターアカウント @kyoto_soudan

相談受付時間

月～金（祝・休日を除く。）

午前9時～午後5時

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！



*土・日・祝・休日（年末年始を除く。）の緊急時の御相談は、

土日祝日電話相談 ☎ 811-9002 午前10時～午後4時（電話相談のみ）



令和4年6月発行 京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター

京都市印刷物 第044185号